

富里市農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱

(令和元年12月19日告示第66号)

改正 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、災害により被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）が農業経営の安定又は施設の復旧のために要する資金を融資機関から借り入れ、かつ、被害農業者が千葉県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を利用する場合において、当該融資機関に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）、千葉県農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で債務保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(対象となる災害及び補助率)

第2条 補助金の交付対象となる災害及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表に規定する災害別の平均債務保証料残高（計算期間中において、最高保証料残高の等しい期間ごとに算出した毎日の残高（延滞額を除く。）の和を365で除して得た金額）に対し、別表に規定する補助率を用いて計算した金額の合計とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 融資機関は、市長が定める日までに富里市農業災害対策資金債務保証料補助金交付申請書及び実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付確定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請及び実績報告があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認められる場合は、規則第8条及び第16条の規定により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、規則第18条の規定により補助金を請求しようとするときは、富里市農業災害対策資金債務保証料補助金交付請求書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の打切り又は返還)

第7条 市長は、被害農業者がその借入金をその目的に反して使用したとき、又は市と契約を結んだ融資機関が当該契約事項に違反したとき、若しくは償還が不能となり基金協会による代位弁済がなされたときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

災害	補助率
令和元年9月9日の台風15号、令和元年10月12日の台風19号及び令和元年10月25日の大雨	0.18%

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市農業災害対策資金債務保証料補助金交付申請書及び実績報告書

番 号
年 月 日

富里市長

様

住 所
名 称
代表者名

年度において、富里市農業災害対策資金債務保証料補助金の交付を受けたいので、富里市補助金等交付規則第5条及び第15条並びに富里市農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付を申請し、及び実績を報告します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助の実績 別紙のとおり

第2号様式（第6条関係）

富里市農業災害対策資金債務保証料補助金交付請求書

番 号
年 月 日

富里市長

様

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号により額の確定
のあった富里市農業災害対策資金債務保証料補助金について、
富里市補助金等交付規則第18条及び富里市農業災害対策資金債
務保証料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付
を請求します。

交付請求額 円

交付請求額 円